

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日（金）第3403号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 道路の区域の変更（13件）（道路維持課取扱い） 1
○道路の供用の開始（12件）（道路維持課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成30年3月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	223号	霧島市牧園町高千穂字殿之湯3878番117地先から3878番202地先まで	前	18.0～32.0	79.6
			後	14.2～29.0	79.6

鹿児島県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成30年3月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字道脇3699番1地先から同市吾平町麓字益田3604番4地先まで	前	7.0～18.8	190.0
			後	12.0～30.2	187.9

鹿児島県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成30年3月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	湯湾新村線	大島郡宇検村大字湯湾字茅田1810番3地先から1821番3地先まで	前	9.9~49.2	321.0
			後	16.4~74.9	323.0

鹿児島県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	霜出川辺線	南九州市川辺町高田字水之尾9282番1地先から同市川辺町高田字里瀧ノ上9181番1地先まで	前	6.2~17.5	794.8
			後	11.2~69.6	790.0

鹿児島県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	267号	伊佐市大口篠原字土取898番地先から同市大口里字一ツ橋ノ元521番2地先まで 伊佐市大口篠原字土取898番地先から同市大口上町13番9地先まで	前	6.0~40.5	2,396.0
			前	15.8~77.6	2,252.0
			後	15.8~77.6	2,252.0

鹿児島県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	267号	伊佐市大口里字八石田41番1地先内	平成30年 3月30日

鹿児島県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3200番3地先から3179番乙地先まで	前	11.5～20.0	123.5
			後	12.3～23.8	123.5

鹿児島県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3200番3地先から3179番乙地先まで	平成30年 3月30日

鹿児島県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町中山田字城内1048番1地先から同市川辺町中山田字中須1117番1地先まで	前	6.4～37.6	324.4
			前	12.7～30.9	269.2
			後	5.4～15.9	286.9
			後	12.7～36.2	269.2

鹿児島県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町中山田字城内1069番1地先から同市川辺町中山田字中須1117番1地先まで	平成30年3月30日

鹿児島県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子線	西之表市西之表字茶園8138番3地先から同市西之表字石堂3667番15地先まで	前後	8.1～29.1 10.1～36.9	2,700.0 2,700.0

鹿児島県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	西之表市西之表字茶園8138番3地先から同市西之表字上桃ノ園4084番5地先まで	平成30年3月30日

鹿児島県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町安房字蔵灰ノ下2718番69地先から同町	前後	8.0～13.0 10.7～18.0	532.5 532.5

	安房字米吉野下2735番60地 先まで		
--	------------------------	--	--

鹿児島県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成30年3月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町安房字蔵灰ノ下2718番69地先から同町安房字米吉野下2735番60地先まで	平成30年3月30日

鹿児島県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成30年3月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡大和村大字大金久字里186番1地先から同村大字大金久字前田295番1地先まで	前	9.0～12.5	68.8
			後	8.8～14.5	68.8

鹿児島県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成30年3月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡大和村大字大金久字里186番1地先から同村大字大金久字前田295番1地先まで	平成30年3月30日

鹿児島県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成30年3月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	片泊大里港線	鹿児島郡三島村黒島字宮之後67番4地先から62番4地先まで	前	6.8～15.1	80.0
			後	6.8～15.1	80.0

鹿児島県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	片泊大里港線	鹿児島郡三島村黒島字宮之後67番4地先から62番4地先まで	平成30年3月30日

鹿児島県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	山田湯之元停車場線	日置市東市来町湯田字清水5739番3地先から同市東市来町湯田字チシャノキ5197番1地先まで	前	5.4～7.6	110.2
			後	12.9～15.9	109.3

鹿児島県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	山田湯之元停車場線	日置市東市来町湯田字清水5739番3地先から同市東市来町湯田字チシャノキ5197番1地先まで	平成30年3月30日

鹿児島県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字中里字オハ実1730番地先から同町大字中里字阿屋廻1166番1地先まで	前	8.0～17.5	125.7
			後	8.0～17.5	125.7

鹿児島県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字中里字オハ実1730番地先から同町大字中里字阿屋廻1166番1地先まで	平成30年3月30日

鹿児島県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市坊津町久志字平尾1988番1地先から同市坊津町久志字赤迫1952番地先まで	平成30年3月30日

鹿児島県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道	伊集院日吉線	日置市伊集院町郡字池水流1475番1地先から1474番1地先まで	平成30年 3月30日
----	--------	----------------------------------	----------------

鹿児島県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成30年3月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	篠川下福線	大島郡瀬戸内町大字篠川字深山209番1地先内	平成30年 3月30日